

青年訓練所における教練の実態と機能

——訓練生にとっての教練の意味——

寫田 修

はじめに

本稿では、青年訓練所（以下、青訓と略記）における教練について、その実態と機能を考察する。青訓^①は、一九二〇年代に誕生し、総動員システムが展開していく中での新しい仕組みであり、徴兵制のように兵営内に人を取り込むのではなく、地域社会の中に軍隊との接点を形成した。つまり、それまで兵営内で行なわれていた軍事教育を、地域社会の核となりうる学校で実行しようとしたのである。このように軍隊が兵営を抜け出し地域社会にまでおりて教育にあたるという事態は、一体何を意味するのか。確かに、兵式体操の事例などを考えれば、古くは明治期から軍隊と

教育（学校）は結びついてはいるが、筆者はそれが明確にひとつの形となつてあらわれたのが青訓であると捉え、青訓を軍隊と教育・地域社会の關係の新たな段階と位置づける^②。そして、右記のような性格を持つ青訓を考察することによつて、一九二〇年代から三〇年代における軍事・教育・地域社会の關係の特質あるいは変容を浮かび上げることが出来るのではないかと考える。

以上のような問題関心のもと、本稿では青訓における教練に焦点をあて、それがどのようなかたちで訓練生に届き機能していったのか、つまり訓練生にとって教練がどのような意味を持つていたのかを考察していく。なお、この問題を考察することは、その後青年学校へとつながる嚆矢の青訓における教練を検証することにもなり、十分に意義の

あることであると考える。

青訓、とりわけ教練に関する従来の研究では、動員という観点から軍事教育施設としての青訓に焦点を当てたものが数多く見られる。⁽³⁾ 本稿では、従来の研究で明らかにされた、青訓Ⅱ国民統合の一環、という側面を引き受けつつも、その統合への過程について、これまであまり本格的に検討されることがなかった訓練生側の動向、すなわち動員される側の実態を追うことによつて考察するものである。つまり、仮に教練が機能したのだとすれば、いかなる過程を経てどのような機能し、訓練生にとつてどのような意味があったのかを考察の対象とする。例えば、白石弘之氏は、一九三一年以降の訓練時間数の増加を論拠に「青訓は、その不振に悩みながらも、次第に社会に根をおろしていった⁽⁴⁾」と述べているが、青訓のような対象を検討する際、社会に根をおろしていくその浸透のプロセスを地域の側から追うことこそが重要であり、そのためには、本稿のような訓練生（末端）レベルからの考察が必要だと考える。⁽⁵⁾

そこで本稿では、青訓における教練がどのようなかたちで訓練生に届き機能していったのかを、政策面にとどまらず訓練生の動向も検討することで、中央の認識と現場での受容との関係性を明らかにすることを課題とする。その際、青訓自体の史料をはじめとして、青訓に関わった人々

（訓練生、指導員など）の史料を活用し、教練の内実に迫る。なお本稿では、特定の地域に限定して分析をしていくのではなく、それぞれの地域において末端の現状が確認できる史料を適宜組み合わせる用いながら、教練の実態と機能の考察を試みる。

一 教練の位置づけ

本節では、青訓における主要科目であった教練の位置づけについて、雑誌『社会教育』⁽⁶⁾などに見られる文部官僚や陸軍中央の意見を主な手がかりとして、政府側の認識や方針について確認しておきたい。

文部省は、省として、「今回実施せんとする青年訓練の目的は、此の事実〔正規の中等諸学校に入学する者はごく僅かということ〕に鑑み、十六歳より二十歳に至る迄の青年に對し学校教育の如くならざるも、而も簡易にして徐々に組織的なる教育を施し、以て一層其の心身を訓練し健全なる国民善良なる公民たるの資質を涵養し尚青年各自の境遇に適する技能を練磨して其の成業を助けんとするのである⁽⁷⁾」と青訓に対する基本姿勢を述べた上で、教練については、「教練を青年訓練の一項目とせられたるは、何処までも青年の心身を鍛練し堅忍剛毅の精神を陶冶し、〔中略〕優秀

なる公民を造るに在るのであって、断じて戦士或は、軍人を養成するのではない⁽⁸⁾と位置づける。また青訓設置当時文部次官をつとめていた松浦鎮次郎も、「その目的とするところ主として公民たる資質を向上させるにあるが、結果に於て在当年限短縮の特典を伴ふこととなる。〔中略〕一般青年をしてこの訓練を受けしめ、青年各自公民としての資質を向上せしめ、将来の国運の進展に資するところあらしめたい⁽⁹⁾」というように、青訓での教練を公民的教育に置き換える。また、当時『社会教育』の主幹であり文部省社会教育課で青訓の事業にたずさわっていた小尾範治は、青訓の目的は、普通選挙のための公民的教育と心身鍛錬の普及による国防能力の増進⁽¹⁰⁾と言ひ、教練については「軍隊に於いては直接に戦闘を目標としてこれを施すに反し、青少年訓練に於ては少なくとも直接に目指す所は心身の鍛錬にあるのであって、間接にこれが結果として国防に資するに過ぎない⁽¹¹⁾」という認識であった。

しかし、教練を制度的側面から見た場合、年間カリキュラム全二百時間のうち半分の百時間を割き、その指導員には「軍部の身代わりとして、国民への軍国主義注入の役割⁽¹²⁾」と目された在郷軍人を充て、また入所時期を軍隊との連繫のために一月とし（但し一九二九年からは四月に変更）、さらに現役将校が検分する査閲制度を設けたことは、あら

ためて確認しておくべきことであろう。では、このような教練について、当の陸軍側の認識はどのようなものであったのであろうか。

青訓の創設に関わった田中義一は「軍事訓練は軍人の仕事を青年に教えるのではない。之に依て体力を旺盛にし徳義心を涵養し規律節制を守るの国民たらしめ、且つ国防は一般国民の国防であるとの信念を青年に注ぎ込むのが目的である⁽¹³⁾」と述べており、また永田鉄山も「〔青訓は〕国民に不完全な軍事専門教育の一部を施して極めて不完全なる兵隊の卵を作ろうと云うような浅薄な主旨から起つた施設ではなくて、どの方面にも活動の出来る有為な国民、健全な人民を作り出すと云うのが真の目的である⁽¹⁴⁾」と述べている。永田ら陸軍の目指すものは、「不完全な軍事専門教育の一部を施」すことなどではなく、その基盤をつくることにあつた。次に挙げる千葉県のある青訓では、そのような陸軍の意向を的確にまとめている。

軍隊にも、〔中等〕学校にも、訓練所にも同じ教練という文字を使用し、同じ制式^(ママ)を採用しているからといって、目的まで全々同じという訳ではない。〔中略〕学校や訓練所では有形的成果は必ずしも要求せんども、寧ろ内面的の要素を陶冶し得るを以つて要訣とす

る。故に青年訓練の教練は規律、節制、協同團結、服従等國家の団体生活を営む上に於て緊要欠くべからざる社会的道徳と、質実、剛健、敢為、忍耐の個人的道徳とを涵養するのが目的である⁽¹⁵⁾

つまり「有形的な成果」より「内面的の要素を陶冶」することが求められていたということになる。その意味で、「道徳」「規律」の養成など、青年訓練に求める本質的な部分において陸軍中央の意向と文部省の意見は矛盾はしない。ただし、青訓のスローガンとしてよく用いられる「心身の鍛錬」や「健全なる國民」という文言には、陸軍中央にとってみれば、軍部への支持形成という重要な要素が含まれていたということは言うまでもないことであろう。

このように、田中は青訓設置の計画段階から関わっていた人物であり、また永田に関しては青訓普及のために各地をまわりその趣旨を説明していたことを考えれば、教練の目的が専門的な軍事教育をする科目ではないということ、陸軍省内での本意であったと思われる。しかし、先にも述べたように、教練指導に在郷軍人を充て、さらに現役將校が監視監督する査閲制度を設けたことは、政府側からも次のような意見を噴出させる結果となった。

所謂青少年訓練は、名稱の如何に拘らず實質は軍事教育であります。然るに之を軍事を解せざる、失礼ながら文部大臣及校長の所轄とするのは不適當であろうと思ひます。「中略」青少年訓練は軍事上にも大きな有益であつて、師団減少にも重要な關係を有すると云うことでありますならば、寧ろ之を軍事行政の一つとして、均しく國民教育であるけれども、其軍事的半面は之を軍事当局の主管とするのが適當であろう⁽¹⁶⁾

このような、青年訓練を軍事教育あるいは「軍事行政」とする見方は、当時の政府内においても少なくはなかつたであろう。

以上、本節では文部省・陸軍省などにおいて青訓における教練がどのような位置づけられ、そこでどのような教育が施されようとしていたのかを確認した。とりわけ、在郷軍人を派遣するなど教練に實質的に関わる陸軍としては、教練は不完全な軍事専門教育を伝授するものではなく、基本的には、文部省も述べている「心身の鍛錬」をその目標とし、軍人を養成することを目的とはしていなかつたと考へてよいであろう。それでは、青訓における教練はどのような内実を持ったものだったのであろうか。

青訓に関する研究は、本節であげた政府・軍部側の言説

などを主な素材とし、青訓を宇垣軍縮の一環として設立された軍事教育の実施機関と定義するものが多く、青訓の指導員やそこに通う訓練生など、訓練の現場や訓練生の声を踏まえた研究は管見の限りあまり多くはない。そこで次節以降では、主に現場の状況が読み取れる史料を駆使し、訓練生にとって教練がどのようなものだったのかということを中心に検討してみたい。

二 教練の実態

前節で見たような青訓における教練は、実際に現場においてどのように行なわれていたのであろうか。青訓のような、地域社会への軍事の浸透という側面を持つ教育施設を論じる際、実際にそれに参加した訓練生にとって青訓（で
の教練）がどのような意味を持ったのかを考察することで、はじめてその性格や機能が明らかになると筆者は考
える。そこで本節では、教練の内実を把握するために、青
訓に関する史料の中でも教練の経過が読み取れるものなど
を活用することで、教練が実際にどのように行われていた
のかを検討していきたい。

まずは、長野県のある訓練所の「教練日誌」¹⁷⁾から、教練の様子をみてみよう。ある年の一年間の訓練日数は、一月

一日から史料上確認できた一月上旬迄で四七日間であった。その訓練日数であれば、一日二時間程の訓練で年間一〇〇時間というノルマはこなせる計算になる。またこの訓練所では、全学年同じ日に訓練を行ない、露営や遠足などの野外訓練は全学年一斉に行なわれた。

訓練項目については、学年ごとにその内容が異なることが読み取れる。各学年において主に行われた訓練項目とその回数（カッコ内）をそれぞれ抜き出してみると以下のようになる。

- 第一年次Ⅱ「不動ノ姿勢」(十二)、「速歩行進」(十二)、「駈歩行進」(八)、「集合解散」(六)、「横隊整頓」(五)など。
- 第二年次Ⅱ「不動ノ姿勢」(六)、「疎開教練」(五)、「旗信号」(四)、「速歩行進」(三)、「斥候」(三)、「伝令」(二)など。
- 第三年次Ⅱ「不動ノ姿勢」(六)、「分隊教練」(五)、「斥候」(五)、「小隊密集教練」(四)、「小隊疎開教練」(四)、「伝令」(三)、「歩哨」(三)、「射撃姿勢」(三)など。
- 第四年次Ⅱ「旗信号」(六)、「下士哨」(三)、「斥候」(二)、「距離測量」(二)、「音響測量」(二)など。

各学年における訓練項目の特徴としては、第一年次ではやはり基本姿勢や基本動作、または行進など、基礎的な項目を学んでいる。第二年次では、基礎的な項目の他に、戦

闘法の訓練や「斥候」など実戦での任務の項目が加わる。第三年次では、実戦での戦闘方法についての項目が多くなり、「射撃姿勢」も行なっている。第四年次でも、三年次に引き続き実戦における訓練項目が多い。また、各学年の訓練項目を、教練指導の進度参考表⁽¹⁸⁾と比べてみると、やはり進度表の方でも、初年次では「不動ノ姿勢」や「速歩」などの各個教練や学科などが割り当てられ、その後学年が上るに従って、密集教練から疎開教練へ、また陣中勤務の中でも「歩哨」、「斥候」などが増えていく。このように、教練の内容については、おおむね進度表に沿ったかたちで展開していったと考えてよいであろう。

また、以上の訓練を活かすべく野外での訓練も行われた。ある訓練所では、「青訓ヲ〔北軍と南軍に〕二分シテ對抗演習ヲナス」とし、その際の演習項目としては、「一、各種地形ニ於ケル斥候ノ動作」「二、夜間ノ連絡及伝令ノ動作」「三、敵ト近接セル時ノ歩哨ノ動作」などが挙げられ、さらに「十米以内ニ於テ発砲スルコトヲ禁ズ」、「帽子ヲ敵手ニ渡セシモノハ戦闘力ヲ失ヒタルモノトス」などのルールも決め、演習が行われた⁽¹⁹⁾。なお、その際、「人馬ノ往来ヲ許サズ」といった一種の交通規制が敷かれたことは、地域における演習の位置を確認できよう。その他、陸軍が後援し、県レベルで行われた青年天幕野営講習会（長

野県）では、県下約千名の訓練生が集まり、それを二個大隊のもと八個中隊（各三個小隊）に編成し、三日間かけて訓練が行われた⁽²⁰⁾。その内容としては、大隊長は現役将校がやるものの、中隊長以下は訓練生が務めるものとなった。また訓練生は各小隊に所属し、幕営設備、教練、講話聴講、夜間演習の他、炊事、警備（歩哨など）、不寝番などもした。さらに、職員の業務分担表を見ると、「教練委員」「幕営委員」「給食委員」などを現役将校や在郷軍人、訓練所主事が務める他、「衛生委員」には医師や看護師を呼ぶなど大掛かりなものであった。その他、実弾射撃訓練も隣の山林で行われ、その結果は点数化され成績がつけられていた⁽²¹⁾。

以上のような教練の様子を見ると、その内実についてはかなり具体的な訓練が行われていたと考えざるを得ない。無論、入所者・出席者の確保に関しては深刻な問題を抱えていた青訓ではあったが、青訓に実際に入所し出席していた訓練生に対しては、少なからぬ影響を与えていたと考えて良いであろう。また、前節で永田鉄山の教練に対する認識を確認したが、さらに「軍事専門の領域に踏み込んだ不完全な軍事教育は、入営後の軍隊教育に却て累をなん場合もあらうかと思はるる⁽²²⁾」という彼の危惧するところもあわせて考えてみた時、現場の青訓における教練は、「心

身の鍛練」という趣旨には矛盾しないにしても、陸軍中央の認識をやや越えるものであったと見ることも出来るのではなからうか。事実、教練の指導については次のような意見も散見される。

教練の指導員は大抵在郷軍人である。将校たりしものは容易に青訓の趣旨を理解しているが、下士上等兵の程度では自分が教練された通りに青年を教練し、練兵場に於ける教練と何等異ならざる純然たる軍事教練になり易い⁽²³⁾

青訓における教練指導は、先述の通り、在郷軍人が担当した。在郷軍人が指導者となり教練を教授することについては、永田も「指導員の中には在郷軍人の中で従来教育方面に経験を持たぬ方も多々ありましょうから」と述べると同時に、大切なものは形式的な戦闘技術ではなく心身の鍛練であるとあらためて述べる⁽²⁴⁾。また、在郷軍人に対してのみ当てはまるものではないが、「軍隊生活の経験の多い指導員の人々に特に注意して戴き度いのは、精神を離れて徒らに形式的画一の弊に陥らないよう特に意を用ふる事⁽²⁵⁾」と釘を刺している。陸軍としても、そもそも指導者としての教育を受けたことのない在郷軍人が青訓において教練の指導

をするということは、容易なものと理解されていたわけはなかったであろう。それは、青訓が設置されると同時に、全国各地で教練指導員講習会が開かれていたということからも読み取れる。教練指導員講習会では、教練指導についてのノウハウを授けるとともに、先述の通り永田などが青訓の趣旨を説き各地を回る状況であった。

しかし、青訓における教練に対する周囲の認識は、先の意見にもあった「純然たる軍事訓練」や「所謂青少年訓練は、名称の如何に拘らず実質は軍事教育であります⁽²⁷⁾」といったような、教練＝軍事訓練というものが多く見られる。そして、永田から発せられる青訓（教練）の位置づけを繰り返し説く言葉も、裏を返せば、青訓での教練が専門領域に踏み込んだ軍事訓練に陥りがちな性格を持つことを想定していると考えることもできる。

では、なぜ青訓における教練が専門的な軍事訓練になる可能性があったのか。その理由のひとつに、教練における査閲の問題があると思われる。ここであらためて、青訓における査閲について見ておきたい。

査閲とは、陸軍の現役将校が訓練所を訪問し、教練の状況を検分し、講評、講話などを行うことである。査閲の方法は、「青年訓練所教練査閲規程」⁽²⁸⁾（陸軍省令第八号、一九二六年六月、以下、「規程」と略記）や「青年訓練所教練

【表】 教練程度表

教材	程度
各個教練	一、徒手各個教練ハ略々完全ニ修得セシム 二、射撃ノ姿勢ハ徒手ニ於ケル各種ノ姿勢ヲ略々完全ニ修得セシム
部隊教練	三、部隊教練ハ密集及疎開ノ動作ニ付分隊教練ハ略々確實ニ、小隊教練ハ其ノ概要ヲ会得セシム
陣中勤務	四、陣中勤務ハ搜索及警戒ニ関シ各個ノ動作及小部隊ノ行動要領ヲ古年次ノ優秀者ニハ斥候長、歩哨係及下士哨長ノ動作ノ概要ヲ会得セシム
距離測量	五、距離測量ハ歩測及目測ニ付略々正確ニ測量シ得シメ其ノ他ハ概要ヲ会得セシム
旗信号	六、旗信号ハ簡單ナル通信ノ要領ヲ会得セシム
軍事講話	七、軍事講話ハ平時団隊ノ配置、編制ノ大要、各兵種ノ職能、階級、服制、勲章記章、軍隊生活、服役ノ大意典令範中必要ノ事項等ニ付其ノ概要ヲ会得セシム
備考	一、銃器ヲ使用シ得ル場合ニハ名称及取扱法ノ大要ヲ会得セシム 二、過渡期ニ於テハ本表ノ教材及其ノ程度ヲ現況ニ応スル如ク適宜之ヲ定ムルモノトス

出典：「青年訓練所教練査閲心得制定ノ件」（陸軍省『陸軍省大日記甲輯 大正十五年』）

査閲心得」（陸軍省訓令第二三三号、一九二六年六月、以下、「心得」と略記²⁹）などにより定められており、少なくとも二年に一回は行うこととされていた（「規程」第六条）。また修了までの到達程度については【表】「教練程度表」³⁰によって定められていた。

この「教練程度表」と、先述した在郷軍人会がまとめた「進度参考表」は対応する内容になっており、これらを基に先に見た教練の各訓練項目が行われていた。また「心得」には、「専門的軍事上ノ見地ヨリノミノ要求ヲ為シ又ハ徒ニ外形ノ画一ヲ求ムルガ如キコトナキコト」という記述もあり、永田らの説く教練の目的と一致する。

では、現場の青訓では、査閲に際しどのような動きがあったのであろうか。以下に挙げる岐阜県のある青訓における訓練の日誌からは、査閲が近づいて来るにつれ訓練所内の動きが慌しくなる様子が読み取れる。

〔昭和二年〕十一月十一日〔前略〕青年訓練実施〔中略〕訓練査閲ノ前ナルヲ以テ緊張其ノ極ニ達シ、効果大ナルモノアリ³¹

〔昭和二年〕十一月十二日 査閲視察 坂上村青年訓練所 該訓練所ノ成績良好ナラズ、教育者ノ研究心旺盛ナラザル如ク察ス

〔昭和二年〕十一月十三日 村合同訓練 査閲予行教練実施 昨十二日坂上村青訓ノ査閲状況視察ノ結果之ニ準ズル方法ヲ□〔論カ〕シ、或ハ之ニ改善ヲ加ヘ実施ヲ為ス⁽³²⁾

右記の青訓では、査閲対策のために近隣の青訓を視察し、それを踏まえて査閲の予行演習をするなど、査閲にかける訓練所の状況が確認できる。また、他の青訓の事例になるが、査閲が終わると訓練生は茶話会、関係者は慰労会を開催する一方、年間の修了式には慰労会など特別な行事は開かれた形跡はないことから、査閲の占める比重が明らかであろう⁽³³⁾。さらに、査閲終了後、査閲官はその結果に關し報告書を作成し師団長へ提出することになっており、師団長はその報告を連隊区司令官、地方長官及び陸軍大臣へ伝えることが決められていた（「規程」第十二条、第十三条、第十四条）。

このように、査閲官として現役将校を招き、その結果が果ては陸軍大臣にまで届くシステムとなっていた査閲は、現場の青訓にとって無視できるものではなく、いわば査閲に向けての教練という構図が少なからず作り上げられていたのではないか。またそのような状況のなか、ある査閲官は青訓における査閲について、「軍隊の第一期検閲でも見

る様な気がする。而もそれが単に形而下の成績許りでなく、形而上の訓練陶冶が著しく目立ってきた⁽³⁴⁾という感想を漏らしているが、この発言からは、いわゆる「形而下」的な訓練、つまりある程度軍事専門の領域に踏み込んだ軍事訓練が基底としてなされていたということも読み取れよう。

以上、本節では、教練の位置づけと実態について、訓練所レベルで考察してきた。そこから見えてきたことは、陸軍の思惑をやや越えた現場における教練の存在であり、しかしそれは、査閲をはじめとする青訓それ自体が持つシステムがもたらした結果でもあった。では、そのような青訓での教練は、訓練生にとってどのような意味を持ったのか。次節では、青訓を修了した訓練生の感想録を用いて、その点について追求していく。

三 教練の機能

—「青年訓練修了者感想録」を素材として

1 「青年訓練修了者感想録」の史的的位置づけ

本節では、「青年訓練修了者感想録」⁽³⁵⁾（以下、「感想録」と略記）を主な素材として、これまで見てきた教練について、それが青訓経験者（修了者）たちにとってどのようなものだったのかを考えていきたい。

まず本項では、「感想録」という史料の性格を整理しておく。この「感想録」は、一九二八（昭和三）年に宮崎県内務部より発行されたものであり、緒言には「青年訓練振興ヲ期スル為現下最モ遺憾ナルハ、之ガ趣旨ノ普及不十分ナルコトナリ。茲ニ鑑ミ、青年訓練第一回修了者ニテ軍隊教育ヲ終リタル者ニツキ所感ヲ集収シ之ヲ録シ、以テ青年訓練趣旨ノ徹底並ニ入所出席督励ノ資ニ供セントス」と記されている。つまりこの「感想録」は、青訓の趣旨の徹底と振興を期して編まれたものである。「趣旨ノ徹底」とは、これまでも見てきたように、青訓＝軍事教育施設という周囲の認識に対して、青訓は決して軍事専門に特化した教育をしているのではなく、「心身の鍛錬」がその目的であることを示そうとしたものであろう。

「感想録」の内容は、大きくは、「訓練所別」に所感をまとめた部分と、「個人別」にまとめた部分の二部構成になっている。そしてそれぞれ、「一、在隊中青年訓練修了者トシテノ感想」、「二、支那出動中青訓修了者トシテノ感想」、「三、出身訓練所ニ対シテノ希望」、「四、自分ノ将来ノ覚悟」という四つの項目に対して回答を記載する体裁をとっており、基本的には宮崎県において青訓修了後に入営した訓練生の所感を集めたものとなっている。また、二番目の項目に「支那出動中」とあるように、本感想録は、熊

本の第六師団に所属し第二次山東出兵に従軍した者の所感もおさめられている。そのような点からも、青訓における教練の機能や影響を考察しうる貴重な史料であると考えられる。なお、「訓練所別」の部については二八箇所の訓練所が取り上げられ、それぞれ複数の訓練生からの所感で構成されており、他方「個人別」の部については二五人分のデータが採録され、その訓練生については所属訓練所と肩書き（上等兵が多い）が記されている。

以上が「感想録」の基礎的な内容となるが、本史料は、先述の通り県が作成したものであり、それも青訓の「趣旨ノ徹底」、「入所出席督励」のために編まれたものであることを考えれば、訓練生たちの所感もそれに沿った方針で編集されていることは十分に考えられる。しかし、青訓における教練がどのような機能していたのかを訓練生の側から検討しうる史料は管見の限り他に見当たらないという点、また次項以降で具体的に見ていくが、単に青訓を賛美するような県が求めていた所感を確認するにとどまらず、青訓における教練が具体的にどのようなものであったのかを様々な所感から読みとることが可能であるという点から、本史料を活用する意義は十分にあると考え、分析を加えていくことにしたい。

2 「感想録」からみる教練の機能

本項では、「感想録」を読み解くことから、訓練生にとって青訓における教練がどのような意味を持ったのかを検討することにより、教練の機能を考察していく（以下、特にことわりのない史料の引用については、「感想録」からの引用である）。

まずは、「一、在隊中青年訓練修了者トシテノ感想」（以下、「一」と略記）に対する回答からみてみよう。ちなみに「在隊中」とは、多くは都城の歩兵第二十三聯隊への入営のことであろう。このことは「感想録」において複数確認できる。

入営後における青訓全般の機能としては、「訓練所ニ於テ一通リノ知識ヲ授ケラレテ居リタルタメ非常ナル便益ヲ得タリ」というように、青訓において、入営後ある程度役に立つ訓練が行われていたことが挙げられる。特に教練関係については、「第一期ノ各個教練等ハ特ニ楽デアル。訓練所当時ノ復習位シカ考ヘラレナイ」という所感や、「入営前ニ於テ軍隊生活ノ一般ヲ知り歩兵トシテノ教練ノ諸法則並ニ諸制式ノ大要ヲ知得シアリシタメニ、他ノ者ニ比シテ気兼ねスルコトナク動作シ得テ不安ヲ感スルコトナク活動シ得タル」という意見があるように、軍隊内で行われる訓練に青訓での訓練がある程度接続していることが分かる。

青年訓練所における教練の実態と機能

る。「一」に対する回答は、基本的にはこのような、青訓での教練をはじめとする訓練が役に立ったという所感が目立つ。その結果として、青訓修了者は「上官ヨリ青訓修了者ト他ノ者ト差ヲ付シテ見ラレル様ナ感アリ。一般ニ修了者成績良好」となり、「青訓ヲ受ケタ者ハ班モ別ニ編制サレ上等兵候補ニモ多ク採用サレル利益アリ」という位置づけがなされ、「青訓修了者ハ軍隊ニ於テ重ク見ラレテ居ル」と振り返る所感も多く見られる。つまり、軍隊に入営する時点で、青訓修了者とそうでない者との間で扱われ方などに差が出ており、それを当の青訓修了者もプラスの側面として受け止めていた。また、このように青訓修了者が別立ての班編制に配置され、その多くが上等兵候補になっていくことが固定化すれば、従来の研究でも指摘があるように³⁶⁾、青訓出身者が兵卒の中でのエリート層を形成していくことに繋がっていくであろう。

しかし、右記のような訓練の状況や青訓の位置づけがある一方で、青訓での訓練を以下のように捉える所感も確認できる。

- ・ 青年訓練実施上ノ目的精神ニハアラザルモ、予備教育ノ価値アリ

- ・ 青年訓練ノ目的ガ必ズシモ在隊中ニ必要ノタメニ設

ケラレタルニ非ザルモ、入隊後ハ一層其必要アル事ヲ痛感シタ〔中略〕青年訓練ニテ学ビシ主要ナル凡テハ軍隊ノ基礎教育トナリ、青年訓練未終了者ニ比スレバ一段早ク軍隊生活ニ馴レ且ツ日ヲ重ヌルニ從ヒ其効果ノ大ナルヲ感ジタ

特に前者の「予備教育ノ価値アリ」という意見からは、青訓における入営のための予備教育としての教練、つまり軍事専門領域に踏み込んだ教練が行われていたことが十分に考えられる。しかも「青年訓練実施上ノ目的精神ニハアラザルモ」と書き手の青訓修了生も自覚しているように、陸軍中央が想定していた本来の意味での教練、つまりは「心身の鍛練」のレベルとはまた別のかたちで、現場の青訓において教練が機能していく状況があつたのではないか。後者の所感においても、本来青訓における訓練と入営後のことは別のことであると認識しつつも、実際に入営を経験するとその有効な側面を実感してしまうということを示している。このような事例から、前節で見たような教練が、結果として「軍隊ノ基礎教育」として機能していく側面もあつたと考えられる。

次は「二、支那出動中青訓修了者トシテノ感想」（以下、「二」と略記）という項目に対する回答を見てみたい。な

お「支那出動中」とは、「山東ニアリテハ」などの記述や熊本第六師団の話が出てくることから、第二次山東出兵と思われる³⁷⁾。

「二」の感想については、「支那兵ノ動作ヲ見テ青訓ノ施設ニ心強サヲ感ズ」というものや、「初年兵トシテモ青訓時代ヨリ身心ヲ鍛鍊シテキル故、戦闘ニ於テモ規律動作ハ二年兵ニ優ルトモ劣ラナイ様ニ思ツタ」など、「一」と似たような状況として、即戦力として青訓での経験がいきている状況が多く紹介されている。しかしその中でも、教練及び青訓そのものに対してその性格を明確に浮かび上げさせる所感を次に引いてみたい。

・私ハ二年兵トシテ出動セシ故、別ニ修了者トシテノ好果^{マコ}ハ認メラレナカッタ。而シ初年兵ハ入隊後間モナイ出動ナリシ故、夜間ノ歩哨ノ動作トカ戦闘ニ望ンデノ覚悟其ノ他教育ヲ受ケテ居ナイ所ハ青訓ニ於テ教育サレタル事が多クアツタコトト思ツタ。

・山東ニ出動中痛切ニ感ジマシタ事ヲ二、三申上ゲマス。我が国ハ国民皆兵ト云フ。然シ皆兵ノ価値ナシ。然ルニ今後ノ国民皆兵ハ真ノ皆兵デアル以上少シデモ軍事的精神、亦訓練ナケレバ単ニ皆兵ノ名ノミデ、一旦事アル場合ニ役立ち難シ。支那ハ国民皆

兵デナキ上ニ、兵デナキ者ヲ兵トシ訓練セズ実戦ニ用フルノデ弱国ナリ。日本モ以前ハ然リ。今青訓アリテ皆兵ノ実アリ。

前者については、回答者である訓練生は二年兵として出動したため特に青訓の効果はなかったと述べているが、初年兵について、とりわけ入営後十分な訓練を受けられないまま出兵することになった兵士については、青訓での訓練がそれを補っていたことを指摘している。前節で見たような、各個教練や陣中勤務をはじめ、さらには野外訓練、実弾射撃演習などの教練経験の有無は、十分な訓練を受けられないまま出兵していく兵士にとって、技術的な面も含めて有効に働いていたことは想像に難くない。

また後者の所感については、実戦を目の当たりにして、十分に訓練されていない中国兵に比べ、青訓という「皆兵」施設によって訓練されている日本兵の優越を述べている。ここで重要な点は、元は日本も国民皆兵と言いながらその実体は「軍事的精神」も訓練もなく、皆兵の価値はなかったということ述べている点であろう。しかし、「今青訓アリテ皆兵ノ実アリ」と述べるように、青訓を「皆兵」施設と位置づけ、「兵デナキ者ヲ兵トシ訓練セズ実戦ニ用フル」中国と、青訓設置以後の日本との違いを述べ、

青年訓練所における教練の実態と機能

出兵時において青訓が果たした役割を振り返っている。

最後に、「三、出身訓練所ニ対シテノ希望」（以下、「三」と略記）を見ておきたい。この所感については、出身青訓に対する希望ということであるため、そこから青訓にとって足りないもの、つまりは青訓の現状を見ることも出来るのではないかと考えられる。

「三」を見ていくと、訓練所によってその教育内容あるいは進度等が異なるためか、様々な意見が確認できる。例えば、「学科ニ力ヲ注ガレン事ヲ希望シマス」という意見もあれば、「教練科目ノ増加」を求める感想もある。そんな中で目にとまる所感は、「青年訓練ノ目的ヲ充分徹底シテホシイコト」など、本来の目的を逸脱した青訓の状況を指摘するものである。同様の指摘は以下の所感にも認められる。

- ・ 教練、学科ヲ通ジテ精神教育ニ特ニ力ヲ注ガレタシ
- ・ 精神方面ノ教育ガシテホシイコト
- ・ 軍事思想養成ノミニ偏セズ社会人トシテノ思想ヲ充分ニ培養サレ青年訓練ノ実ヲ挙ゲラレン事ヲ希望ス
- ・ 国家トシテ要求スル剛健ナル心身養成ニ努力サレンコトヲ望ム
- ・ 目的ノ徹底ヲ希望ス

無論、それぞれの現場において、青訓の目的である「心身の鍛練」の捉えられ方が一様であったかは確かめようがないが、少なくとも形式的・技術的な軍事訓練に陥ることなく、「教練、学科ヲ通ジテ精神教育」を施していくことや、「社会人トシテノ思想ヲ充分ニ培養」することが、青訓における目的として捉えられていたと考えてよいであろう。しかし、右記のような所感が「希望」として多く見られることは、現実の青訓はそこからの距離がまだあったということにもなる。その意味で、現場において青訓の本来的目的は認識されてはいるものの、それが徹底されない状況があったと考えられる。そしてこのことは、「軍事学ノ練磨ト教練ノ徹底ヲ図ラレ度シ」や「規律正シク如何ナル動作ヲナスニモ敏活ニシテ確實ニ大イニ軍隊式ニ教練サレタシ」というような、いわばより軍隊的な教練の実施が望まれている所感が一方であることから、難しい状況であったことが考えられる。そのような状況に鑑みてか、「教練ノ緩慢ハ却ツテ心身ノ緊張ヲカキ、身ノ破滅ナリ。今少シ嚴格ニ細密ニ教育ヲ望ム」という感想も「三」には見られる。その目的を「心身の鍛練」としつつも、特に教練については着地点を見出せない状況がこれらの所感からは読み取れる。

以上、「感想録」を通して、訓練生にとって青訓における教練がどのような意味を持ち、またそれがどのように機能していたのかを考察した。「一」、「二」の所感は、入隊後、さらには出兵後に、青訓での教練がいかに役に立ったか（結果的に役に立ってしまっただか）を示すものであった。それは、ある程度軍事専門に踏み込む訓練を受けることによつて成り立つものであり、教練がそのような位置づけとなれば、陸軍中央の認識と現場における実践との間に差異が認められることになる。そして、訓練生にとってその差異が入営後「有効」に働き、その点において青訓での教練が機能していったと考えられる。

特に入営直後、つまり軍隊内ではほとんど訓練を受けられないままの状態に従軍の経験をした者は、青訓で受けた軍事予備教育の重要性を強調するようになることは想像に難くない。さらにそのような青訓修了者が、その後在郷軍人として青訓の教練指導に携わるようになれば、より一層軍事予備教育としての教練が継承されていくことも考えられよう。「四、自分ノ将来ノ覚悟」に対する回答でも、「在郷軍人トシテノ本分ヲ尽シ又訓練所ニハ出来得ル限りノ援助ヲスル」といった内容が散見されるが、このように、青訓に關与した者たちが、自らの経験をを通して青訓の役割を位置づけて行ったということは十分に考えられる。

ただし、以上のような教練の捉え方は、従軍経験の有無が大きく左右していることは言うまでもない。従軍経験の有無、または入営経験の有無によって、教練に対する考え方が大きく変わることは当然考えられる。その意味において、今回活用した「感想録」は、入営経験や従軍経験を持つ者の所感から構成されているということを大前提としなければならぬ。ちなみに、宮崎県と同じく第二次山東出兵に関して部隊が出動した静岡県において、浜松における新聞の論調では、一九二七年の段階では軍国主義批判を前提とする青年訓練所論があったが、第二次山東出兵があった一九二八年頃からは軍国主義精神に対する激しい批判は影を潜め、「青年」と「兵営」との距離は、明らかに狭まりはじめていた⁽³⁸⁾という状況もあったようである。この後、従軍機会が増えるという時代状況において、青訓の捉えられ方の変化がさらに生じる可能性もあったであろう。本節では、そのような、訓練生と青訓（教練）の関係の一端を「感想録」から読み取ってきた。

また、最後に若干横道にそれるかも知れないが、このような具体的な訓練が「弊害」をもたらす例も示しておく。[三]に対する回答のなかで、「教育ノ程度ガ高スギル。従テ動作ノ内ニクセヲ生ズル。（入営者検定ニ於テ教官ノ言ニアリ）」という所感が確認できるが、同様の事例

が他にも確認できる。ある朝鮮軍司令官が報告した「除隊兵の言動に関する件」⁽³⁹⁾という史料には、昭和二年度の第九・二十師団各部隊の除隊兵による「除隊前後並ニ帰還途中ニ於テ洩セル言動」が掲載されている。その中に「青年訓練ハ現役兵ニハ買値少シ」という項目があり、青年訓練に対する除隊兵の次のような感想が見られる。

青少年訓練者ハ入営当初ノ教育ニ対シテハ大ニ其効果ヲ認メラルルモ、日時ノ経過ト共ニ種々ナル弊害發生セリ。即地方毎ニ異レル教育ヲ受ケアルカタメ、之カ矯正ニ大ナル時間ヲ要スルアリ。

以上は、「心身の鍛練」というよりは、具体的な（かつ不完全に専門的な）訓練がなされたことによる「弊害」とみることもできるであろう。これこそ永田鉄山の危惧していた問題であるとも思われるが、このようなところからも教練の内実が垣間見える。

おわりに

以上、本稿では、主に個別の訓練所や訓練生に関する史料を読み解くことで、青訓における教練の実態と機能につ

いて考察してきた。そこからみえてきたことは、陸軍中央の思惑と現場の実践におけるズレであり、それは査閲など教練自体が持つシステムに起因するものでもあった。教練は、基本的には進度表などに則ったかたちで行われたが、それは「心身の鍛錬」という青訓本来の目的を越えて、現場の論理に基づいた訓練が行われたことが、訓練生の「感想録」を読むことから明らかになった。それに加え、「感想録」に所感を記した宮崎の訓練生は、その多くが第二次山東出兵という出動のただ中にあり、従軍に際して青訓での教練が役に立つことを体感した者もいた。また出動ではなくとも、入営のレベルでも青訓での経験が活きる事例が「感想録」からは数多く読み取れた。

このように、従軍という時代状況も相俟って、青訓における教練の位置づけも次第に変化することは重要な点だと思われる。特に満州事変以降は、山東出兵時などに比べてより一層従軍の機会が増えていく。徴兵のすぐ先に出兵があるということが現実味を帯びてくるようになれば、教練の役割はより重要性を増すはずであろう。また、一九二〇年代後半以降の、出兵を意識しながらの青訓での訓練は、不況によるその後の兵士志望者の上昇とも相俟って、それまでの訓練とは違ったものとなったとも考えられる。つまり、青訓開所直後であれば、青訓修了↓軍隊入営↓(上等

兵などで)除隊↓就職や結婚というライフプランが立てられたであろうが、一九二〇年代後半以降になると、青訓修了↓軍隊入営↓出兵(↓戦死の可能性もある)という道筋に変化していくことも考えられる。

他方、本稿の限界も多々ある。言うまでもなく、本稿では、入営者や従軍した者、つまり訓練生の中でも恐らく熱心に青訓に通った(通わざるを得なかった)者に焦点が絞られている。また、検討するフィールドについても、特に「感想録」については史料上地域を限定せざるを得ない状況である。これらの点については、史料上克服することは容易ではないが、今後、確認できている他の史料との融合をはかるなどして相対化する道を探っていきたい。

註

(1) 青訓は一九二六年に文部省と陸軍省が中心となって各市町村に設置され、一六歳から二〇歳までの勤労青年男子を対象とした。義務制ではなく、通常四年間で軍事教練をはじめ修身及公民科、普通学科(国語・社会など)、職業科(農業・商業など)を修めることが課せられた。なお、中等学校以上に在学の者は、在学先での軍事教練があるため、青訓に在籍する必要はない。一九三五年、実業補習学校と統合され、青年学校となる。

(2) 学校という場における軍隊との接点は、中等学校におい

て青訓開所の前年（一九二五年）から行なわれるようになった学校教練があるが、本稿では、青訓が地域社会とより密接に繋がりを持つ小学校に附設されているという理由で、青訓を研究対象とする。

- (3) 由井正臣「軍部と民衆統合」（岩波書店、二〇〇九年、主に第五章、第六章）、古屋哲夫「民衆動員政策の形成と展開」（『季刊現代史』第六号、一九七五年）、白石弘之「青年訓練所と徴兵制度」（『季刊現代史』第四号、一九七四年）、鷹野良宏「軍国主義国民教育の強化と青年学校」（『季刊現代史』第五号、一九七四年）など。その他教練に關しては、教練と軍隊教育の關係の変遷を追った神代健彦「教練という人間形成」（木村元編『日本の学校受容』勁草書房、二〇一二年所収）がある。なお、中等学校における学校教練に關しては、西尾達雄「大正期中学校の学校教練について」（『鳥取大学教育学部研究報告 教育科学』第三七卷第一号、一九九五年八月）、松本裕行「一九二〇年代政治史の展開と軍事教育」（『史泉』第五九号、一九八四年二月）などがある。

- (4) 前掲白石「青年訓練所と徴兵制度」五九頁。

- (5) 青訓を地域末端から扱った研究としては、米田俊彦「青年訓練所・青年学校と高橋峯次郎」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇一集、二〇〇三年三月）や、青訓を主として論じたものではないが、大日方純夫「近代日本の戦争と国民統合」（大日方純夫他編『講座戦争と現代3 近代日本の戦争をどうみるか』大月書店、二〇〇四年所収）が

青年訓練所における教練の実態と機能

挙げられる。また、竹村茂紀「宮崎県における青年訓練所」（『地方史研究』三五四、二〇一一年十二月）は、宮崎県という地域における青訓の設置とその後の状況について、在郷軍人会との関わりなども含めて考察しているが、従来の青訓研究の具体相を宮崎において確認するというスタンスをとっており、本稿の視角とは趣を異にする。

- (6) 雑誌『社会教育』は、文部省当局者の責任により発刊。青訓については、文部省での決定事項を中心に、主に文部省側の意見を掲載している。

- (7) 文部省「青年訓練の本旨及要項略説」（『社会教育』第三卷第四号、社会教育協会、一九二六年四月）。

- (8) 文部省普通学務局編「青年訓練義解」（社会教育協会、一九二六年）二六頁（『近代日本青年期教育叢書』第二期第四卷、一九九一年より）。

- (9) 松浦鎮次郎「青年訓練の精神」（『社会教育』第三卷第七号、一九二六年七月）。

- (10) 小尾範治「青年訓練所の課程に就いて」（『社会教育』第三卷第六号、一九二六年六月）。

- (11) 同前「青年訓練実施一周年に對して」（『社会教育』第四卷第七号、一九二七年七月）。

- (12) 藤原彰「日本軍事史上卷 戦前編」（日本評論社、一九八七年）一八二頁。

- (13) 田中義一「軍事訓練の意義」（平和協会編『国家総動員と青年訓練』平和協会出版部、一九二六年、所収、七八頁）。

- (14) 永田鉄山「国家総動員準備施設と青少年訓練」(同前、二三頁)。
- (15) 中郷青年訓練所「教練ノ教育的価値」(「中郷村青年訓練所報」第二号、一九二七年一月二六日、成田市史編さん委員会編『成田市史近代編史料集二教育Ⅱ』成田市、一九七八年所収、二四八～二四九頁)。
- (16) 志水小一郎(貴族院議員)「青年訓練の徹底的方針如何」(前掲『国家総動員と青年訓練』八三頁)。
- (17) 座光寺青年訓練所「昭和三年度教練日案計画」第一年次～第四年次(一九二八年、長野県飯田市立座光寺小学校所蔵)。本史料は「日案計画」とあるが、記述内容等から訓練の日誌として使われていたと推測できる。
- (18) 帝国在郷軍人会本部編纂『青訓教練指導員必携』(帝国在郷軍人会本部、一九二八年)、同編『青年訓練所教練必携上巻』(同、一九二六年)に掲載の進捗表を参照。
- (19) 松本青年訓練所筑摩部「昭和三年二月以降青訓文書綴」(一九二八年、松本市旧開智学校所蔵)所収の「野外訓練二関スル達」(年代は一九二九年一〇月カ)。
- (20) 「青年天幕野営講習会規定」(長野県社会課、一九三二年、国立国会図書館所蔵「中原謹司関係文書」)。
- (21) 県青年訓練所「昭和六年八月青訓関係書類」(一九三一年、長野県飯田市立鼎小学校所蔵)、新村青年訓練所「昭和四年度往復文書綴」(一九二九年カ、松本市旧開智学校所蔵)などにより確認。
- (22) 永田鉄山「青年訓練の教練に就いて」(『社会教育』第三卷第九号、一九二六年九月)。
- (23) 江幡辰三郎(長野県赤穂公民実業学校長)「青年訓練の成績を顧みて」(『社会教育』第四卷第二号、一九二七年二月)。
- (24) 永田鉄山「青年訓練の教練に就いて(承前)」(『社会教育』第三卷第一〇号、一九二六年一〇月)。
- (25) 同前。
- (26) 「(鼎村青年訓練所主事・教練指導員会合速記録)」(一九二六年カ)より(鼎青年訓練所「訓練所二関スル綴」所収、昭和二年一月、長野県飯田市立鼎小学校所蔵)。
- (27) 前掲志水小一郎「青年訓練の徹底的方針如何」。
- (28) 「青年訓練所教練査閲規程制定ノ件」(陸軍省「陸軍省大日記甲輯 大正十五年」防衛省防衛研究所蔵、アジア歴史資料センター、レファレンスコードC02031284800)。
- (29) 「青年訓練所教練査閲心得制定ノ件」(同前)。
- (30) 同前。
- (31) 「昭和二年度日誌」(岐阜県荒城農業補習学校、一九二七年、岐阜県高山市立国府小学校所蔵)。
- (32) 「昭和二年度教練日誌」(岐阜県荒城青年訓練所、一九二七年、同小学校所蔵)。
- (33) 「校長執務日誌」一九二八年一〇月六日(慰労会)、一九二八年一二月二〇日(修了式)(長野県下伊那郡座光寺小学校、一九二八年、長野県飯田市立座光寺小学校所蔵)。
- (34) 上村弘文「青年訓練の査閲を見て」(『社会教育』第五卷第一〇号、一九二八年一月)。

- (35) 「青年訓練修了者感想録」(宮崎県内務部、社会教育資料第二輯、一九二八年、大阪市立大学附属図書館所蔵)。
- (36) 神代健彦「青年訓練所の入所督励策」(『日本の教育史学』第五一集、教育史学会、二〇〇八年一〇月)、鷹野良宏『青年学校史』(三一書房、一九九二年)、前掲由井「軍部と民衆統合」(主に第六章)など。
- (37) 第六師団については、熊本近代史研究会編『第六師団と軍都熊本』(熊本出版文化会館、二〇一一年)を参照。また第六師団と第二次山東出兵の関係については、小松裕「済南事件と第六師団」(同書所収)に詳しい。
- (38) 荒川章二『軍隊と地域』(青木書店、二〇〇一年)一六二～一六五頁。
- (39) 「除隊兵の言動に関する件」(陸軍省『密大日記 昭和三年第五冊』防衛省防衛研究所図書館所蔵、アジア歴史資料センター、レファレンスコード C01007466300)。